

令和3年第3回 新座市教育委員会 定例会  
会 議 録

招集期日	令和3年3月24日 午後3時	場所	市役所本庁舎301会議室			
開閉日時 及び宣告者	令和3年3月24日 午後3時	開会	宣告者 金子 廣志			
	令和3年3月24日 午後3時45分	閉会	宣告者 金子 廣志			
教育長	金子 廣志					
委員	議席番号	氏名	出・欠			
	1	鈴木 松江	○			
	3	脇田 美保子	○			
出席職員	議席番号	氏名	出・欠			
	2	小泉 哲也	○			
	4	宮瀧 交二	○			
出席職員	①教育総務部長	○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	○	③教育総務課長	○
	④中央公民館長	○	⑤中央図書館長	—	⑥学校教育部長	○
	⑦学校教育部副部長兼教育支援課長	○	⑧学務課長	○	⑨教育相談センター室長	○
	事務局 戸川真理子、城間悦子					
会議事件名	発言者	発言の要旨				
開会	教育長	令和3年第3回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後3時				
会議録承認	教育長	令和3年第2回新座市教育委員会定例会、第2回臨時会及び第3回臨時会の会議録の承認について質疑はあるか。				
	各委員 教育長	承認 令和3年第2回新座市教育委員会定例会、第2回臨時会及び第3回臨時会の会議録は承認された。				
議案第10号	教育長	議案第10号「新座市立学校歯科医の委嘱について」を学務課長から説明願う。				
	学務課長	石神小学校 狩谷源一郎氏、野寺小学校 緒方強氏が一身上の都合のため辞職する。後任として、朝霞地区歯科医師会から推薦があった川端歯科医院 川端啓義氏を石神小学校、たけや歯科 竹谷朋人氏を野寺小学校の学校歯科医として令和3年4月1日付けで委嘱するものである。				
議案第11号	教育長	議案第10号について、質疑はあるか。				
	各委員 教育長	承認 議案第10号は、承認する。				
議案第11号	教育長	議案第11号「新座市立学校薬剤師の委嘱について」を学務課長から説明願う。				
	学務課長	学校薬剤師の任期は、新座市立小中学校薬剤師設置規則により2年となっているため、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間の委嘱をするものである。オダ薬局 小田美良氏が一身上の都合により辞職されるため、後任として、オダ薬局 村上晶子氏に新たに委嘱し、11名は再任としたい。				
	教育長	議案第11号について、質疑はあるか。				

諸報告	委員 学務課長	<p>学校薬剤師の職務内容を教えてほしい。 プールや水道水の水質検査や給食で使用している食器の検査等をお願いしている。</p> <p>他になれば、承認としてよいか。 承認 議案第11号は、承認する。</p>
	教育長 各委員 教育長	
	教育長	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応についてを両部長から報告願う。</p>
	教育総務部長	<p>社会教育施設等については、緊急事態宣言の発出と同時に夜間利用を制限していたが、緊急事態宣言解除に伴い、3月22日（月）から利用を再開している。引き続き感染拡大防止を図りながら、適切な運営に努める。</p>
	学校教育部長	<p>新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について直近の取組を報告する。</p> <p>中学校の部活動については、緊急事態宣言中の3月5日（金）に県から試行的再開を実施するとの通知があり、県立学校については3月8日（月）から、本市においては3月10日（水）から、活動時間を平日1時間、週休日2時間に制限するなど、様々な感染防止策を講じながら再開している。</p> <p>卒業式については、小中学校ともに保護者1名、来賓なし、全員マスク着用、検温を義務とするなどの感染対策を講じた上で実施することとした。小学校では本日举行されたが、いずれの学校も支障なく終了したとの報告を受けている。</p> <p>また、入学式についても同様の基準で、4月8日（木）に実施する。本来であれば教育委員の皆様方にも御臨席賜りたいところではあるが、変異ウイルス等の新たな懸念、不安も広がりつつある状況があるため、御理解いただきたい。</p> <p>新年度は、飛沫感染に最大限の注意を払いながら、可能な限り通常の教育活動が再開できるよう、学校に対して指導していく。</p>
	教育長 委員	<p>両部長からの報告に対する質疑、意見はあるか。</p> <p>卒業式、入学式について、昨年から色々と工夫をしながら実施していると思うが、この機会をチャンスと捉えて、今後の行事の在り方を見直していただければと思う。</p>
	学校教育部長	<p>これまでの学校行事は、どちらかという保護者に見せるためであったり、見栄えの問題を意識して、事前の練習、準備に膨大な時間をかけてきた。しかし、昨今のコロナ禍においては、実質的なものを高めていくことに焦点を当て、日常生活をより充実させていくということの大切さを学んだ。イベント的な要素はもちろん大事だが、日常の活動をより充実させていくための行事であるべきという考えの下、次年度も進めていきたい。</p>

<p>委員</p> <p>教育支援課長</p>	<p>卒業生がその前に立って記念写真を撮ることができる大きなパネルのような卒業証書が各学校に御厚志で寄せられたという記事を読んだのだが、経緯を教えてほしい。コロナ禍で気が沈みがちな日常の中で、とても素晴らしいことだと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>新座市商工会青年部から全小中学校に寄贈されたものである。3月22日（月）石神小学校にて寄贈式が行われた。</p>
<p>委員</p>	<p>卒業式への参列者が限られる中で、このような形で一生に一度の記念写真を撮ることができるのは、とても良い思い出になる。教育委員会から商工会青年部に感謝状などを贈れたらよいと思う。</p>
<p>委員</p> <p>教育支援課長</p>	<p>私も以前所属していた商工会青年部の後輩たちが、一生懸命取り組んだことであるため、子供たちや保護者の皆様の反応などを後日聞かせていただければ、彼らに伝えてあげられると思う。</p>
<p>委員</p> <p>教育支援課長</p>	<p>当日の様子や反応を学校に確認してみたいと思う。</p> <p>卒業式で、録音された歌を流し、校長の式辞もなしという高等学校が報道されていた。短くてもよいので、校長から卒業生に対して挨拶はあった方がよいと個人的な感想を持ったのだが、本市の卒業式の形式を簡単に教えてほしい。</p>
<p>教育支援課長</p>	<p>本市では、感染防止策を徹底するという形で、保護者1名、教職員、卒業生のみで行われた。1時間程度の短時間での実施で、事前の練習はなるべく短くすることを教育委員会から各校に伝えるとともに、学校の実情に応じて可能な範囲で座席の間隔を広げ、ソーシャルディスタンスを確保してもらった。</p> <p>歌については、国歌、校歌、プラス1曲で3曲以内という形とした。校長の式辞がなかった学校はないと思う。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>続いて、各課からの諸報告に移る。</p> <p>NPO法人 楽知ん研究所から申請があった「親子孫でくたのしい仮説実験&gt;講座」を始めとして、4件の事業に対して名義後援を承認した。</p> <p>なお、NPO法人 楽知ん研究所の講座の開催場所が会場予約の関係で新座市民会館から東ふれあいの家へと変更となっていることを併せて報告する。</p> <p>整理番号34 NPO法人アミティエスポーツクラブの「1日サッカー無料体験イベント」については、配布されたチラシが申請時のものと相違していたことから、3月8日（月）に担当者に連絡を取ったところ、チラシ印刷の発注ミスとのことであった。</p> <p>相違点は主催者名がアミティエスポーツクラブからアモティエサッカースクールとなっており、開催場所も市内のヴァーサス新座フットサルクラブからフットサルポ</p>

		<p>イント朝霞台と市外の開催場所になっていたものである。チラシの内容からサッカー学校の勧誘につながると判断できることから、3月8日付けで承認を取り消すとともに、配布したチラシの回収を指示した。</p> <p>なお、当該イベントは、主催者の判断により中止となっている。</p> <p>今後は、各申請団体に対して配布チラシの提出を求めるなど対策を講じる。</p> <p>公民館・コミセンまつりは、各館で活動するサークル等の利用団体の成果発表や作品展示を行うもので、例年4月から5月の間に開催しているものだが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況を考慮し、中止することとなった。令和2年度に引き続いての中止となるが、御理解いただきたい。</p> <p>転出、転入の多い年度末及び年度始めの窓口業務の混雑を緩和するため、学務課においても3月28日（日）午前8時30分から午後5時15分まで休日開庁を実施する。</p> <p>2件の報告をする。</p> <p>①令和2年度文化面表彰等一覧を配布した。多くの児童生徒が今年度も活躍している。</p> <p>②令和2年度中学校卒業予定者進路状況について報告をする。国・公立高校への進学予定者は786名、県内私立高校は302名、県外私立高校は210名、専修学校等は4名、就職その他は8名、進路未定者は24名である。今年度は国・公立高校への進学者の減少と県内私立高校への進学者の増加が見て取れる。また、進路未定者24名については、昨年度の同時期より12名増加している状況である。</p> <p>非行や問題行動などの問題を抱える児童生徒への支援や、虐待など児童生徒を取り巻く環境に直接的な働き掛けを行うことを目的として、平成22年度から県からスクールソーシャルワーカーを配置していただいている。新座市スクールソーシャルワーカーが各中学校区を定期的に回る巡回型であるのに対し、県スクールソーシャルワーカーは小学校を中心に各学校からの要請に応じて支援に当たる派遣型としている。双方が補い合うことにより、警察署や児童相談所など福祉関係機関との一層の連携を図り、多面的な支援を行うことが期待できる。</p> <p>この職は、昨年度から県が直接採用することになり、人員は2名となっているが、氏名などの連絡はまだ来ていない。4月から1人当たり週2日の配置が予定されて</p>
	中央公民館長	
	学務課長	
	教育支援課長	
	教育相談センター室長	

<p>その他</p>	<p>教育長 各委員</p> <p>教育長</p> <p>教育支援課長</p> <p>委員</p>	<p>いる。 各課からの諸報告に対する質疑、意見はあるか。 なし</p> <p>その他、全体を通じて何か意見等はあるか。 特になければ、私から1点お話をしたい。 今、国会でも問題になっている校則の問題である。体操着を着替える時に、下着を全部脱いでから自分の服を着なさいという指導があるのだが、これは汗をかいて下着が濡れた状態のまま、洋服に着替えても風邪を引いたり健康上よくないという思いがあつての決まりだったと思う。しかし、小学校高学年になれば二次成長があるという点にあまりにも配慮が足りておらず、人権に関わるような問題ではないかと報道されている。本市でも校則について昨年調査しているので、現状を教育支援課長から報告してほしい。 中学校には、生徒指導部会があつて、毎年見直しを行いながら少しずつ校則を緩和している傾向にある。また、靴を白色に限定する規制をなくした学校や既に第六中学校で導入している女子のスラックス着用について検討している学校も見られる。 小学校では、生活の決まり以上に学習の決まりみたいなものがある。例えば、鉛筆を何本そろえるとか、必ず削ってくるといったことである。当たり前の部分でもあるが、学校の実情に応じて定めているのが現状と言える。 決まり以外の部分で、なぜ小学校では水筒にスポーツドリンクを入れて行ってはいけないのかということが話題になったことがあつた。今のところ小学校で大きな苦情を頂いたことはないが、再度、各学校で人権上の配慮という点も踏まえて見つめ直してもらうことを働き掛けていきたい。</p> <p>従来は問題なかったことが、社会の変化に伴って見直しが必要になることがよくある。そのため、3年か5年おきに定期的に見直す機会を設けた方が良いと思う。</p>
<p>閉会</p>	<p>教育長</p>	<p>他になければ、令和3年第4回定例会は4月27日(火)午後3時30分から、市役所本庁舎3階304会議室で行う。 これをもって、令和3年第3回新座市教育委員会定例会を閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">午後3時45分</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記